

東京証券取引所に
上場する
すべての会社に

会社は何する？

労働組合は どうする??

ボクが解説
します!



どうすれば
いいの??

Q コーポレート
ガバナンス・コードってなに?

A 企業が守るべき原則を
定めた行動指針です

会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目的に、株主の権利や取締役会の責務など5つの基本原則で構成された行動指針。従業員をはじめとするステークホルダー（利害関係者）との適切な関係の構築についても記されています。2015年6月1日から、東証に上場するすべての会社に「コーポレートガバナンス・コード」の適用が開始されました。

今日は「コーポレートガバナンス・コード」を紹介します

その目的はこれです!

コーポレートガバナンス・コード

やあ、ボク、ユニオニオン!

ポクがお手伝いします

一緒に勉強しよう

ぼーん

◆ 会社の持続的な成長と ◆
◆ 中長期的な企業価値の向上 ◆

…というわけで、労働組合の考えと同じだね!

短期的な利益のみ

ダメ!!

また、会社の経営理念や経営戦略などを報告書に記載しなければいけません

ほかには「社外取締役の複数選任」も盛り込まれています

書かねば!

報告書

ふむふむ、なるなる。

適切な協働と利益への配慮!

従業員
顧客 取引先
地域社会 債権者

適切な協働とは…

従業員をはじめとするさまざまなステークホルダーとの適切な協働に努めることも求めています

これらを取り組みも含まれます

ESG問題*1への取り組み

女性の活躍促進

内部通報
窓口の設置

働きやすい職場づくりに向けコードが適用されたことで何が変わるかどんな対応が必要か労働組合として確認することが重要です!

一緒に見てみましょう!

裏面を
見よう!

GO! 裏面へ

その理由を説明するように求められます!

会社がコードの原則を実施しない場合は…

※2
コンプライアエクスプレイン

たとえば… 社外取締役を2名以上

選任する or 選任しない

しません、なぜなら…

*1 ESG: Environmental, Social, Corporate Governance (環境、社会、統治)
*2 comply or explain (コンプライアエクスプレイン): コードの原則を実施するか、実施しない場合には、その理由を説明しなければならない

労働組合が取り組むこと

労働組合としてのチェック・提言機能を果たそう!

会社が東証に
上場していない場合も、
同様に取り組むことが
大切だよ!



check!

会社に説明を求める

労使協議や労使委員会などの場で、会社がコーポレートガバナンス・コードに関してどのような対応をしているか、説明を求めましょう。



check!

コーポレートガバナンス報告書を確認する

会社の「コーポレートガバナンス報告書」について、情報が適切に開示されているか、内容を確認しましょう。



コーポレートガバナンス・コード(抜粋)

企業が
守るべき原則

基本原則1 株主の権利・平等性の確保

➡ 株主の権利が確保され、適切に権利行使できる環境整備を行うべき

基本原則2 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

➡ 従業員をはじめとするさまざまなステークホルダーとの適切な協働に努めるべき

基本原則3 適切な情報開示と透明性の確保

➡ 財務情報や非財務情報の開示・提供について主体的に取り組むべき

基本原則4 取締役会等の責務

➡ 株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、取締役会等の役割・責務を果たすべき

基本原則5 株主との対話

➡ 株主総会以外の場でも、株主と建設的な対話を行うべき

社外取締役の
複数選任など



コーポレートガバナンス・コードに対する連合の取り組み詳細はこちら

<http://www.jtuc-rengo.or.jp/cgcode>

▼QRコードからも
アクセスできます



問合先

日本労働組合総連合会(連合) 経済政策局

〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台3-2-11

TEL (03)-5295-0521 Mail jtuc-keizai@sv.rengo-net.or.jp